

M・P・K・ソレンソン著

『ケニアにおけるヨーロッパ人入植の起源』

M. P. K. Sorrenson, *Origins of European Settlement in Kenya*, Nairobi; Oxford University Press, 1968, xvii+320 p.

アフリカ大陸の中で、ヨーロッパ人が入植し定着した地域は、マグレブを除き大陸の東側から南にかけての東アフリカ3国、ローデシア、南アフリカが中心である。西アフリカでは、その気候的条件のために白人の入植はほとんど行なわれなかったのに対して、これらの地域では、相当数の白人が定着した。ただ、これらの地域への入植の動機をみるとかなりの相違がみられる。入植の歴史からみると、南アフリカが最も早く、17世紀中葉に、オランダ東インド会社がインド航路への補給地として入植したのははじまり、その後オランダ人植民による農業経営、ついでイギリスのケープ占領によるオランダ人の内陸移動と二つの共和国（トランスヴァールとオレンジ自由国）の建国、19世紀後半のダイヤモンドおよび金鉱脈の発見による外国資本の流入と南アフリカの開発、工業化という過程に対し、ローデシアは、南アフリカに入植したイギリス人、特にセシル・ローズによる19世紀末における鉱産資源を目的とした入植が行なわれた。

これら2地域の入植に対して、東アフリカでは、いかなる動機によって、白人が入植したのであろうか。またその入植の過程——特に初期（1895～1915年）——ではいかなる問題があったのか。

ソレンソンによる本書は上記の設問に対し、東アフリカ3国（ケニア、タンガニーカ、ウガンダ）のうち、ケニアに例をとり、おもに、イギリスの植民地政策の観点から解明を行なったものである。

ケニアのホワイト・ハイランド（白人入植地）の形成過程に関しては、従来いくつかの研究がなされてきた。

古くは、E・ハックスレー（Huxley）による *Settlers of Kenya* (1948) および *White Man's Country: Lord Delamere and the Making of Kenya*, 2 vols. (1953) があり、特に後者は入植者の指導者であったデラメア卿の生涯を描くことによって、ケニアのこの時期の経済発展を浮き彫りにしている。また M・F・ヒル（Hill）の *Permanent Way: The Story of the Kenya and*

*Uganda Railway* (1950) の第3部では、鉄道建設とその後の白人入植の経緯を詳述している。また、W・T・W・モルガン（Morgan）の *The "White Highlands" of Kenya* (1963) は、ハイランドの形成から、今日の「100万エーカー入植計画」による一部ハイランドの解体までを歴史的に概観し、さらに、M・P・K・ソレンソンの *'Land Policy in Kenya 1895~1945'* (1965) は、土地政策の面からハイランドの形成を解明している。最後に G・H・マンギーム（Mungeam）の *British Rule in Kenya, 1895~1912* (1966) は、この時期のイギリスの植民地政策を公文書、外交文書を克明に調べることによって、A・ハーディング（Hardinge）弁務官から P・ジロード（Girouard）総督までの歴代植民地行政官の政策（特にイギリス本国の政策と関連して）をあとづけている。

以上のような研究史に対して、本書はいかなる視角からハイランドの形成をとりあげ、また、いかなる意味をもつのか。それを明らかにする前に、まず、本書の構成および内容の紹介からはじめよう。

本書は4部17章からなる。

序 章

第I部 入植への前奏曲1895～1902年

1. 入植の目的と鉄道
2. 入植の申し込み
3. 土地政策と立法

第II部 白人の国：ヨーロッパ人の入植1903～1915年

4. エリオット、南アフリカ人と外務局
5. 植民局と入植者
6. 植民局による土地政策
7. ジロード、入植者と植民局
8. ベルフィールドと土地政策に関する妥協
9. ヨーロッパ人入植再考

第III部 多人種国家、非ヨーロッパ人の権利1903～1915年

10. インド人
11. キクユ族の土地に対する苦情
12. マサイ協定
13. アフリカ人指定地の確立

第IV部 文明化と隔離化

14. 入植者の見解
15. 行政上の矛盾
16. 巻き添えにされた布教活動
17. アフリカ人の対応

エピソード

以下、簡単に内容を紹介しよう。

序章で、著者は英領東アフリカ保護領（のち1920年ケニア植民地および保護領となり、1963年独立して今日のケニア共和国となった）へのヨーロッパ人の入植は、領土獲得のためではなく、むしろ鉄道建設の結果であった（p. 6）ことを指摘し、しかもハイランドへの初期の入植は、1899～1902年のアングロ・ブーア戦争後の南アフリカ人が圧倒的に多く、事実、ハイランドは南アフリカのフロンティアであった（p. 1）という認識に立ち、以下具体的にその歴史過程を描いていく。

第I部では、イギリスのナイル河水源を確保する目的をもって着工された、帝国イギリス東アフリカ会社による海岸モンバサからヴィクトリア湖岸のキスムへの鉄道建設は、工事にとまらぬ諸困難の結果、1895年会社が莫大な赤字を負って失敗し、イギリス政府が鉄道建設を引き継ぎ、同時に内陸の開発のために当時のザンジバル総督であったA・ハーディングを東アフリカ保護領の新弁務官に任命した。そして鉄道の延長にとまらぬ、内陸の高地、いわゆるハイランドがヨーロッパ人の入植の可能性のあるところとしてJ・アインスワース（Ainsworth）、F・ルガード（Lugard）の注意をひき、第2代の弁務官C・エリオット（Eliot、任期1900～1904年）が、それに基づいて白人の入植を奨励した。しかし、この時期には、まだ白人の入植希望者はごく少数で、かえって、鉄道建設のための労働者としてケニアに移住したインド人が、ハイランドへの入植を希望したが、1901年のエリオットの決定によって、インド人はハイランドへの入植を禁止された（p. 37）。また一時期、ユダヤ人の大量移住の話が起こったが、これは既存の入植者の反対によって中止された（pp. 38～43）。一方、白人の入植を奨励するためには、その条件を整えなければならない。東アフリカ保護領は海岸部（ザンジバルのスルタンの管轄下にあった）を除き、1895年クラウン・ランド（Crown Land）となったが、その土地を鉄道のような公共用以外に、個々の入植者に提供する場合、当然まず先住民であるアフリカ人の諒解を得ねばならないが、この当時、イギリスはそれをせずに、独断で決めてしまった。すなわち、エリオットの要請に基づいてC・J・B・ハースト（Hurst）が起草した案により、1000エーカーを越えない土地の売却を認め、かつ99年間の賃借期限をもうけた（p. 57）。なお、この取りきめは本国の外務局（Foreign Office）が植民局（Co-

lonial Office）の意向を無視して一方的に決めてしまったため後にしこりを残したが、上記の決定によって、入植者のための準備はととのえられた。

第II部は本書の本論にあたるところで、ホワイト・ハイランドの初期の形成過程をイギリス本国側と植民地側との政策の相違を中心のべている。

弁務官エリオットは入植者の供給源としてアングロ・ブーア戦争直後の南アフリカに目をつけ誘致した。1903年には約117名、翌年には300名の入植者があったが、そのほとんどは農業および牧畜を目的とするものであった（p. 69）。しかるに、南アフリカ人とロンドンの企業家からなる鉱産資源開発を目的とする東アフリカ・シンジケートが、500平方マイルの土地の賃借を申し出たことからエリオットと本国外務局のC・ヒル（Hill）との間に意見の相違が生じ、けっきょく、ヒルの意見がとおり、シンジケートは入植し、エリオットは辞任した。

つづいてD・スチュワート（Stewart）弁務官（任期1904～1905年）、J・H・サドラー（Sadler）弁務官（のち総督）（1905～1909年）の時期には、土地に対する投機が起こり、特に実際に農業経営に従事する入植者、ナイロビに居住し名義上のみ土地をもつもの、植民局との間にたえず紛争が生じた。

上記の問題を解決するため1909年総督として赴任したP・ジロード（Girouard、1909～12年）は、まず東アフリカ保護領がイギリス本国の援助を受けずに自立できるようにするため、農産物（サイザル麻とコーヒー）の増産とその輸出を主眼とし、入植者を保護した。具体的には、植民地政府の「無能な役人」を追い出し、民間人である入植者を立法審議会に参加させ、かつ、1902年法でできた99年の賃借権を延長すること、土地への課税に反対し、またウァシン・ギシュ（Uasin Gishu）、西ケニア、ロンディアニ（Londiani）に多かった名義上だけの土地所有者を廃するために努力した。1912年当時、入植者は約460人、入植地は約300万エーカーで、1人平均7000エーカーを保有していた。

ジロードのもう一つの業績は、鉄道の北側ライキピア（Laikipia）にいるマサイ族を南側に移動させ、入植者の土地を確保することであったが、1911年マサイの首長レナナとの間に第2次マサイ協定が結ばれた。

C・ベルフィールド（Belfield）総督時代には、サイザル麻、コーヒー栽培の増産によって保護領は繁栄し、それに基づいて植民局が保護領の自主性を認めた時期である。この時期の最大の問題は1902年法の賃借期限99年を999

年に延長するかどうかで、けっきょく、入植者の要求がどおり、1915年の直轄地令 (Crown Lands Ordinance) によってそれが成立した。ただし同法の成立は、同時にハイランドへの入植者を白人にのみ限定するという人種による差別をはっきりと規定したことである。これによって東アフリカ保護領のホワイト・ハイランドは事実上完成したことになる。

第Ⅲ部、白人の入植した東アフリカ保護領は、けっして無人の土地ではなかった。そこにはアフリカ人が先住していたが、植民地政府および入植者たちは、多くはアフリカ人の伝統的土地保有制度に無知であったため、種々のいざこざを起こした。この第Ⅲ部は植民地政府が、いかにアフリカ人の土地を略奪していったかを述べている。

まず、もとの定住者ではないが、鉄道の建設のための契約労働者としてインドから移入され、契約期限終了後保護領に定着したインド人は、おもに都市で商業活動に従事したが、農業経営を行なうものもあった。その結果、当然のことながら、かれらは土地に対して白人入植者と同等の権利を主張した。A・M・ジャーパンジェー (Jeevanjee) を中心としてインド人協会は、なんとかイギリス本国に使節団を派遣し折衝したが、けっきょくハイランドへの入植は認められなかった。

第2に、白人の入植によって直接被害をこうむったのはキクユ (Kikuyu) 族であり、白人はかれらの伝統的土地保有制度 (ギサカ <githaka> 制度) への無理解から、キクユランド内でキクユ族が実際住んでいない土地に入植し、またキクユ族の耕地に対してもはじめは甘言や簡単な贈物と交換に、またのちには1エーカーにつきわずか2ルピーで土地を手に入れていった。かくして1903~06年にはキクユランドのうち6万エーカーが買収され (p. 180)、土地を失ったキクユ族はエステート農業労働者として白人に雇われるか、スクウォッターとして不法に入植地に住みついた。このような白人による土地略奪に対し、J・アインスワースはアフリカ人指定地 (リザーブ) の設置を主張したが、キクユのリザーブが設けられたのは1912年になってからである。

第3に、ハイランドの形成によって最大の被害をこうむったのは、マサイ (Masai) 族であった。遊牧民であるマサイは当時約3000人、牛1万5000頭、羊25万頭を有し、リフト・ヴァレーの中を広く移動して生活していたが、1904年の第1次マサイ協定により、鉄道をはさんで北のライキピア (Laikipia) 4770平方マイルと南のゴング

(Ngong) 4350平方マイルに隔離され (p. 196) かつ、1911年の第2次マサイ協定によってライキピアに白人が入植するために南のロイタ (Loita) に6500平方マイルの土地を与えて、北のマサイを南に移動させた。

鉄道の建設、白人の入植によって影響を受けたのは、キクユ族やマサイ族ばかりでなく特に鉄道沿線のカンバ (Kamba) 族はムア・ヒル (Mua Hills) からウル (Ulu) とキクンプリウ (Kikumbuli) の二つのリザーブに移され (1906年)、またナンディ (Nandi) 族、エルゲヨ (Elgeyo) 族、キプシギス (Kipsigis) 族、キシー (Kisii) 族に対してもそれぞれリザーブが設定された。ただ海岸部は当時アラブ人の所有であったので、ヨーロッパ人、インド人はアラブ人との個々の売買によって土地を手に入れることができた。

第Ⅳ部 著者は第Ⅰ部から第Ⅲ部までで、東アフリカ保護領におけるホワイト・ハイランドの形成およびインド人、アフリカ人の利害について歴史的に考察してきた。ここでは、結論として、入植者および植民地政府の立場さらに当時布教に従事していた宣教師の立場、そして最後にアフリカ人の対応について、著者の見解を提示している。

第Ⅰに、1912年までは、入植者は南アフリカからのものが多く、ブーア系白人とイギリス系白人がほぼ同数でこの意味で、初期の入植は「南アフリカのフロンティア」であった。しかも、かれらは、ハイランドに白人だけの国 (いわゆる White Man's Country) を建設することを目的とし、そのためインド人の排斥、またアフリカ人リザーブによる人種による隔離を行なった。そして、入植者にとって必要なのは、土地とかれらのエステートで働くアフリカ人農業労働者だけであった。一方、植民地政府の目的は、(1)保護領の経済的自立と、(2)アフリカ人の福祉向上という、二つの異なった面があり、前者に対しては、入植者を保護して農業生産を増大させることであり、後者に対しては、リザーブの設置による、その内部での生活改善を意図し、特に下級の植民地行政官はそのために努力をしたが、けっきょくは前者に力点をおく植民地政策によって大きな改革はなされなかった。

当時、保護領では、特に人口の多いキクユランドにおいてカソリック系ミッションとプロテスタント系ミッションが布教に従事し、初めは入植者と同じように土地を手に入れていたが、1908年リザーブ設置後は、リザーブ内に5~10エーカー (特別の場合40エーカーまで) の土地の取得が許可された (p. 261)。その際、植民地政府は、文

旨を無くすことに重点を置くプロテスタント系よりも、農業労働者としての技術教育に重点をおくカソリック系を優遇した。

それでは白人の入植に対してアフリカ人はいかなる対応を示したか。結論的に言うと、キクユ族を除いて、ほとんど反対を示さなかった。というよりは、マサイ族等は積極的に植民地政府の政策に加担した。1912年の M・W・H・ビーチ (Beech) の調査によると、キアンプのキクユ族が、白人の土地略奪に対し、反感を示していることが記録されている (pp. 283~284) が、この時点では積極的な反対運動にまで発展しなかった。その理由は、当時の各部族の状況 (特に飢饉や伝染病による人口激減) によるところが大きかったという。

最後にエピローグで、第一次世界大戦は、隣国の独領東アフリカ (のちのタンガニカ) と抗戦状態にはいったことは、インド人、アフリカ人の意識をたかめ、その後の人種による差別撤廃闘争の契機となり、植民地政府もそれに対し少しずつ譲歩せざるをえなくなるが、ハイランドの実質上の完成は1915年法の成立によるといのが著者の結論である。

以上が本書のおもな内容であるが、ヨーロッパ人の入植の動機と初期の入植過程については上記の要約からも明らかであろう。本書の特色は、イギリス本国 (外務局、植民局)、植民地政府 (特に歴代弁務官や総督の政策)、入植者、かつインド人や宣教師の立場も含めて、この時期の資料 (特に公文書類) を丹念に拾い、それをあつづけたことに最大の力点があるといつてよいであろう。しかし逆に、あまりに資料によりかかりすぎたため、著者の見解が明瞭でない。初期の入植は南アフリカのフロンティアであることはわかるが、それではなぜ、ケニアでは南アフリカにおけるような極端な「人種差別」が起こらなかったのか。その理由として、著者は1912年以降のイギリス系白人の入植 (特に貴族、退役軍人等) の増加を指摘し、イギリス色が強まると言っているが、はたしてそれだけであろうか。はじめに述べたように、南アフリカでは、19世紀後半にダイヤモンドと金の発見が行なわれ、鉱産資源開発に対する投資が行なわれ、白人の入植も増加する一方アフリカ人労働力への需要が急激に増した。それに対し、ケニアでは、この時期まで、またその後も鉱産資源はほとんど発見されず、農業経営が中心であった。したがって、イギリスのケニアに対する関心は比較的薄く、ケニアが本国の負担とならずに経済的自立

を維持できれば十分であり、その限りで、入植者を保護したと考えられる。したがって、入植者の農業経営に必要な措置だけはとったが、それ以上のことは行なわなかったと見るのが正しいのではなからうか。

第2に、政策面から見た場合、1915年法の成立をもってホワイト・ハイランドの事実上の完成 (1960年に白人入植地が約750万エーカーあったのに対し、1915年までに520万エーカーがホワイト・ハイランドとなっている) と見る見解に対しては評者も賛成であるが、その際、著者は本国政府と植民地政府の政策に重点を置きすぎているのではないだろうか。ホワイト・ハイランドを実際に経営するのはあくまで入植者であり、政府はいわばその枠組を作ったにすぎない。その点、前記 E・ハックスレーのデラメア卿の伝記を通してハイランドの形成を描いた *White Man's Country* のほうが、ハイランドの形成を実態にそくして書いている点で成功しているように思われる。

以上のような難点があるにせよ、本書は資料を丹念にあつめ、ハイランドの形成を政策の側面から克明に追求した労作であることは間違いない。そして、今日のケニアの農業改革を研究しようとする場合、本書はその前提となる必読の文献の一つであることは確かであろう。

最後に著者は1961~63年ウガンダの East African Institute of Social Research に客員研究員として席を置き、現在はニュージーランドのオークランド大学 (the University of Auckland) の歴史学の助教授である。著書は前記 "Land Policy in Kenya 1895~1945" (論文) の他に、*Land Reform in the Kikuyu Country*, Nairobi, O. U. P., 1967 (吉田昌夫『アジア経済』、第10巻第1号、1969年に書評あり) がある。

(調査研究部 林 晃史)